

神戸圏域地域医療構想調整会議 運営要綱

平成 28 年 9 月 14 日
保健福祉局長決定
令和 2 年 4 月 1 日
健康局長決定
令和 5 年 4 月 1 日
健康局長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、兵庫県と神戸市において締結した、神戸圏域における地域医療構想調整会議に関する協定書に基づき開催する「神戸圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）」の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 調整会議は、兵庫県地域医療構想及び兵庫県保健医療計画の推進に関する重要事項について協議する。

(委員)

第 3 条 調整会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 医師会

(2) 歯科医師会

(3) 薬剤師会

(4) 看護協会

(5) 医療機関又はその団体

(6) 医療保険者

(7) 市民代表

(8) 前 7 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、40 人以内とする。

3 委員は事故その他やむを得ない理由により調整会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 特別な利害関係を有する委員は、その会議に加わることができない。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の指名等)

第5条 健康局長は、委員の中から会長及び副会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する。

(関係者の出席)

第6条 健康局長は第3条に規定する委員のほか、調整会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 調整会議は、これを公開とする。但し、次のいずれかに該当する場合で、健康局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29号)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 調整会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 調整会議の傍聴については、神戸圏域地域医療構想調整会議傍聴要綱(令和2年4月1日健康局長決定)を適用する。

(議事録等)

第8条 調整会議の結果は、議事録(様式第1号)にまとめ、開催から20日以内に兵庫県保健医療部へ報告するものとする。

(部会)

第9条 調整会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。

2 部会は、健康局長が指名する委員及びその他市長が適当と認める者のうちから委嘱し、又は任命する委員で組織する。

3 部会の運営に関し、必要な事項は、健康局長が定める。

(庶務)

第10条 調整会議の庶務は、健康局地域医療課において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し、必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 9 月 14 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

圏域地域医療構想調整会議 開催結果

圏域名	
日時	
場所	
司会	
出席者	
議事次第 概要	
内容	
主な質疑 応答	
次回以降 の予定	
作成者	